

令和 7 年

亀山市教育委員会第 4 回臨時会会議録

亀山市教育委員会第4回臨時会会議録

1. 日 時

令和7年11月7日（金）午後1時30分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 理事者控室

3. 出席委員

教育長	中 原 博
1番委員	大 平 雅 章
2番委員	吉 岡 洋 子
3番委員	若 林 喜美代
4番委員	宮 村 由 久

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	大 平 守
教育総務課長（以下総務課長という。）	麻 生 俊 哉
学校教育課長（以下学校課長という。）	武 居 政 敏
生涯学習課長（以下生涯課長という。）	落 合 努
図書館長	高 重 京 子
学校教育課主幹（兼）学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	加 藤 剛
学校教育課主幹（兼）教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	北 川 恵美子
学校教育課主幹（兼）教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	小野寺 順 子
教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保給GLという。）	渡 邊 尚 也
教育総務課主幹（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	中 野 貴 晶
教育総務課教育総務グループ主任主事	岩 谷 千 夏

6. 会議録署名者指名

1 番委員（大平雅章委員）

2 番委員（吉岡洋子委員）

7. 議案

教育長 議案第53号「令和7年12月亀山市議会定例会教育行政現況報告について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第53号「令和7年12月亀山市議会定例会教育行政現況報告について」であります。提案理由としましては、令和7年12月亀山市議会定例会に提出する教育行政現況報告を別冊のとおり策定することについて、委員会の議決を求めるものです。

（総務GL：令和7年12月亀山市議会定例会教育行政現況報告事務局朗読）

吉岡委員 1点目、資料4ページ、中学校全員喫食制給食の部分で、株式会社エンジョイからの企業版ふるさと納税とはどのようなものか。今年限りのものか。どのような経緯か。

2点目、資料5ページ、図書館の創作童話コンクールの表彰式と作家講演会は同時に実施するものか、詳細について教えていただきたい。

総務課長 1点目、企業版ふるさと納税について、まず個人のふるさと納税という制度があり、個人が寄附をしたい自治体へ寄附をすると、返礼品として、その自治体の特産品等をお返しいただくこととなります。それによって税法上の控除も受けられることとなります。同じように企業版のふるさと納税制度もございまして、こちらは地方自治体が行う地方創生の取組に対して寄附を行うものです。個人と同様に企業の法人税の控除が受けられることとなります。よって、企業が制度を活用したいという自治体に対して、その中でもこういった事業に対して使っていただきたいという意思を示された場合に、寄附をいただけるという制度になります。

吉岡委員 どうして亀山市に寄附をいただいたのか。

総務課長 株式会社エンジョイについては、鈴鹿市に本社のある企業ですが、今年の4月に市内能褒野町に児童発達支援センターを開設されており、その運営会社となります。児童発達支援センターは社会福

社法人化されており、社会福祉法人エンジョイ福祉会が運営していますので、その元の会社となります。亀山市に今年からこのような施設を開設したということもあり、相手側の意向で寄附を希望された事業ということで、様々な項目がある中で当該事業を選択いただき、8月27日に100万円を寄附いただきました。なお、返礼品はございません。ただ、個人とは違って企業の場合は、ホームページ等にて、寄附を行った旨のPRをすることが認められています。

教育長 社会貢献活動の一環と法令上の控除が若干受けられるということであるが、教育委員会としては大変有難いことである。

図書館長 2点目、表彰については日程・時間等不確定な部分はありますが、現段階では1月25日午後に予定しています。また、講演会については参加予定者と調整中となっています。

吉岡委員 それぞれ別の日に開催ということか。

図書館長 その予定です

教育長 今年の創作童話のテーマは何か。

図書館長 「灯」です。また、キャンドルナイトコンサート開催日については、「今月30日」に訂正させていただきたいと思います。

委員全員 了承

若林委員 1点目、資料3ページの部活動関係について、モデル事業4種目の実施内容について教えていただきたい。

2点目、資料4ページの給食について、今年度、試食会を2回実施し、学校や職員等から様々な課題が各方面から上がってきたかと想像するが、その課題について、どのように対処されているのか。

学校課長 1点目、中学校で現在部活動を行っている先生方を対象に、部活動とは別の地域クラブ活動の位置付けのような形で募集をかけたところ、4種目に手が挙がったものです。実施は、11月、12月、1月の3ヵ月に渡り月1回実施します。場所については、競技ごとに違うものの、中学校の屋内運動場、又は運動場を予定しています。参加者は、中学校1、2年生全てを対象としたところ、全体4種目で70名程度の募集があり、11月下旬から順次実施していくこととしています。

教育長 ということは、3中学校が一緒になり、土曜日若しくは日曜日の普段、部活動を行っている時間辺りに実施されるということか。

学校課長 希望があればそのような形になりますし、競技によっては2中学校の場合や1中学校の場合もあろうかと思えます。

若林委員 70名の応募は3中学校からあったということか。

学校課長 そのとおりです。

教育長 その時の部活動は無いということか。

学校課長 部活動としての位置付けではありませんので、そういう考え方になります。

教育長 これらのクラブが、令和9年度夏以降に地域クラブとして先生主体や兼職兼業で開設してくれそうな見込みのあるクラブという認識でいいか。

学校課長 そのとおりです。教育委員会として、想定している競技が4種目あるということです。

総務課長 2点目、今回8月下旬と9月上旬の2回試食会を実施させていただきました。その際に試食していただいた先生方にアンケートをさせていただきましたが、結果、概ね好評だったと感じています。その中で、量や味付けに関する意見もいただきましたので、栄養教諭と相談しつつ、今回の資料にも調理工程について記述させていただいています。また、同様に業者とも協議していくこととしています。以降、12月以降に3回目、4回目の試食会を予定していますので、その段階で再度確認いたします。

若林委員 分量の問題であるが、やはり様々な食材費が上がっている中で、業者も大変苦労されていると思う。その辺りの値段についてはいかがか。

総務課長 前回の定例会でも申し上げましたが、まず12月に米の分の予算を補正させていただき、その財源については交付金を活用させていただくことで1月に改定させていただきます。また、4月には米と食材を併せて再度改定させていただく予定です。

宮村委員 部活動関連について、4種目で70名程度が参加ということであるが、これは土日の地域展開であるため、現在の部活動を行っている生徒が参加することとなるのか。それともこの4種目を希望する生徒が参加するものであるのか。

学校課長 今回は地域クラブ活動という位置付けですので、例えば平日の部活動で野球している子が別の種目に参加したり、その部活動がない関中学校の生徒が参加したりするケースもあります。

- 宮村委員 この4クラブの受け皿というか指導者はどなたになるのか。
学校課長 今回の受け皿については、教職員が中心となっています。
教育長 中心であるのか。教職員のための受け皿ではないのか。
学校課長 受け皿の中で、全て教職員ではない団体もあります。指導者が全て教職員という種目もあれば、その中に一般企業の方とか、市外の方が入っている団体もあるということです。
- 宮村委員 参加される方は兼職兼業の許可をとってすることになるのか。
学校課長 兼職兼業については、職として収入をいただくことに関して届出が必要となります。今回は、この報酬がありませんので、特に手続きは行っていません。
- 宮村委員 市南部の水の濁り対策について、この現況報告に教育委員会の対応について記述する必要はないのか。若しくは市長部局全体で記述するものであるのか。現在の教育委員会の亀山南小学校と昼生小学校を中心とした対応については、どのように行っているのか。
- 大平部長 教育委員会の対応については、「その他の事項」の中で説明させていただきます。
- 教育長 今回の現況報告(案)の提案については、水の濁りが発生する前だったこともあり一連の内容は含まれていないが、記述については事務局内で検討させていただきたい。
- 教育部長 市議会への報告の際には、この教育現況報告の前に、市長の現況報告もあります。そちらの方でどのように発言されるのかということもありますので、調整を図らないといけないと思っています。
- 教育長 最終的な全体調整については、先ほどの給食を含めた水質汚濁に関する対応を含め、教育長の私の方に一任いただくことでよいか。
- 委員全員 了承
 (議案第53号は可決される)

8. 報告事項

- 教育長 報告事項1「令和7年度上半期市内いじめ・不登校に関する事案について」事務局より説明を求める。
 (学校課長詳細説明)
- 大平委員 1点目、資料4ページ、いじめの概要について、前年度に比べ今年度はより早期に発見できるような取組を行った中で、この発生件数いわゆる認識件数が増えたと理解したが、昨年度と比較して、い

じめの頻度や内容には変化がなく、件数についてはより詳細に調査をした結果として増えたという認識でいいのか。

2点目、不登校の状況について、基本的に長期的に学校に通学できない児童生徒は、心身の問題だけであるのか。それとも、このいじめに通ずる被害者等も含まれる人数であるのか。

学校課長

1点目、いじめの認知内容等が大きく変わっているわけではありません。ただ、いじめの定義に沿って、被害者側が嫌だと思ったという部分を、丁寧にいじめとして学校が認知していただいている現状があります。今まではトラブルといった形でとらえられていた案件を、いじめという認識を持って挙げ、丁寧に取り組んでいただいているという結果が、この数の増加に繋がっているとは考えています。

2点目、もちろん心身の不調だけではなく、原因としては学習に対する不安というものもあります。さらには、全体的には無気力というような部分も大きな原因にはなっています。また、いじめに関する部分については、人間関係の不信と言いますか、不安に関して不登校となるようなものも要因の1つにはなっています。

宮村委員

先日の教育委員視察において、不登校に関してもお聞かせいただいた中で、「不登校の人数の増減だけで捉えるのではなく、不登校も個人それぞれ実状が違う。例えば個人の実態を捉えて、年間40日休んでいた子どもが頑張って10日学校に来れるようになったら、それは改善である。」というような説明を受け、なるほどと感じた。このような部分について、亀山市でも同じような視点を持って取り組んでいかれるのか、その辺りの考え方について伺いたい。

学校課長

私もその視察に同席し、同じようにこのような視点も大事であると感じました。しかしながら、その後、亀山市の現状を分析した結果、もちろん個々で見たときに、良くなっている子どももいますが、全体としては、現状では、欠席数が大幅に減少しているなどの結果は得られませんでした。ただ、このような視点の必要性は十分感じており、継続的に取組を進めたいと思います。

宮村委員

結果は結果としてあるが、そのような視点は非常に大事だと勉強させていただいたので、是非亀山市でも継続的に行っていただきたい。

教育長 学校現場では、特に担任の先生については、例えばこの子が去年に比べて随分頑張っているとか、少しひきこもりがちになったということは常に注意を払っている。すべての案件がこと細かく教育委員会に挙がってきてはいない可能性もあるので、数字のみで読み取することは難しい。よって、校長会等において、今回の視察の感想も含めて、このような視点の大切さについて指導・助言をしていきたい。

吉岡委員 学校訪問のときに、その学校区の生徒が、別の区域の学校へ通うようになり、不登校気味の状況が良くなったという説明を受けた。学校生活では様々あり、学校区の学校やメンバーが決まっているから難しい部分があるが、どの学校にも通えるようになれば、そのような選択肢があれば、保護者も安心するのではないかと思う。学校や先生方からも、決してこの学校だけではないというような声かけや情報提供も大事ではないか。

学校課長 現状では、小学校から中学校に上がるときに、教育委員会に何件か毎年相談もあります。ただ、それぞれの学校の区域が決められており、就学区域の学校に通学するという原則がありますので、簡単に全ての子どもがどの学校へ通ってもいいということにはなりません。そのような相談があった場合には、保護者とも丁寧に面談をさせていただき、しかるべき判断を行うということが現状となっています。ですので、教育委員会からそのような事は投げかけていません。ただ、担任等が中心となっている教育支援センターから相談があり、教育委員会で不登校の状況を把握した場合は、最終段階として他中学校への選択肢について相談する場合があります。

教育長 不登校の人数が増えてきており、不登校になっている、又はなりそうな子どもについて、特に中学校に限っては生徒指導上や不登校の理由等により、区域外への就学を認めているところもある。この部分については、もう少しアナウンスしてもいいのかという時代に入ってきていると感じている。小学校については、小規模の学校もあり、さらに人数が減少することも含めて懸念される部分もある。小規模特認校制度を活用している学校もあるが、これは、制度を活用している学校へ校区外から通学するものであり、制度を活用している学校から他校へ通学が出来るものではない。ただ、吉岡委員の

保護者目線での指摘については、もう少し柔軟な発想で考える必要もあろうかと思うため、今後検討していく。

(ほかに質問はなく、報告を終わる)

8. その他

教育部長 水道水の濁りにかかる学校給食における対応について

9. 閉会

午後2時41分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

1 番委員

2 番委員